

徳島県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
安井 龍亮	徳島市鮎喰町一丁目一〇七―一 レオ パレス桐ノ水二〇七	令和四年六月一日
海江田 卓弥	同 名東町二丁目一 ベルジュA二 〇三	同